

令和8年7月（令和8年度第4回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和8年7月24日(金) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (14名)

委 員	1番	立迫	直美
委 員	3番	横山	一郎
委 員	4番	内村	綾美
委 員	5番	内村	香織
委 員	6番	山下	昭司
委 員	7番	福田	智浩
委 員	8番	中村	重治
委 員	9番	藤井	勇次
委 員	10番	上名主	辰也
委 員	11番	上高原	正人
委 員	12番	黒江	幹也
委 員	14番	美坂	美智子
委 員	15番	大窪	輝則
会 長	16番	永野	易美

4. 欠席委員 2番 坂口 利邦

5. 議事録署名委員 1番 立迫 直美 3番 横山 一郎

6. 議 題

議案第11号	農地法第3条許可申請の件について
議案第12号	農地法第5条許可申請の件について
議案第13号	農業振興地域整備計画変更の件
議案第14号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用集積等促進計画案の件について

7. 協議・報告

1	農地利用集積事業計画の解約について
2	あっせん委員の選任について
3	農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 主事 宮本 晴生

10. 閉会

第4回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	ご起立をお願いいたします。 只今より、令和8年度肝付町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。 「一同礼」 御着席ください。 本日の出席委員は15名中14名で、坂口委員から入院治療のため欠席届が出ています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長をお願いいたします。
議長	冒頭、あいさつあり。 それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。 それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、1番の立迫直美委員と3番の横山一郎委員をお願いいたします。 本日の議題は、議案第11号から議案第14号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。 私の業務報告は、7月9日に情報事業市町村巡回があり、県農業会議から事務局長と担当が来庁され、事務局で応対いたしました。また、7月23日に大隅地区農業委員会連絡協議会総会が鹿屋市であり、出席しました。 それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。 議案第11号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第11号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第3条許可申請は9件の申請です、所有権移転の売買が4件と贈与が5件となっています。売買の4件は、田が4筆で8,495平方メートルです。贈与の5件は田が5筆で4,485平方メートル、畑が3筆で5,334平方メートルという内訳になっています。 整理番号1番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇外1筆、畑が2筆で3,856平方メートルです。 整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,478平方メートルです。 整理番号3番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番、田が1筆で2,945平方メートルです。 整理番号4番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番、田が1筆で2,889平方メートルです。 整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で989平方メートルです。 整理番号6番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番、田が1筆で1,672平方メートルです。 整理番号7番は、長崎県の〇〇〇〇氏から鹿屋市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で980平方メートルです。 整理番号8番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇〇番〇外2筆、田が3筆で2,576平方メートルです。 整理番号9番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で929平方メートルです。 以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。

議 長	只今、事務局より説明がありましたが、1番から9番まであります。お目通し下さい。9件の申請について審議に移りますが、番号の1番に福田智浩委員の関係する所有権移転贈与の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）
議 長	それでは1番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、所有権移転贈与の1番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席） 1番を除く他の8件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、議案第1号農地法第3条許可申請の9件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして2ページをお開きください。議案第12号農地法第5条許可申請の件「5-8-3」について、この案件は5月総会で一度申請がありましたが、条件不備で一旦申請保留になり、申請条件が整ったことから今回審議させていくものであります。事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-8-3」について、ご説明いたします。 譲受人が鹿屋市の有限会社〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は1,152平方メートルです。 転用目的が特定建築条件付売買予定地および進入用道路で、申請地周辺は宅地化が進み、住環境が良好であり、造成して建築条件付売買予定地として販売したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当します。 場所につきましては、〇〇の西側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-3」については、5月21日に2人の委員が現地調査をされています。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。
藤井委員	9番、藤井です。「5-8-3」について現地調査の報告をいたします。 5月21日に、山下委員、私と事務局が2名で現地調査を行いました。北側が譲渡人の住宅であり、その南側に位置するわけですが、それを4分割して建売するということです。通路は真ん中に配置してありますが、今の住宅はほとんど80坪以下で作って、4分割にするとこのような配置になるということでした。雨水等については、東側の道路側溝に流し込むということで、南側も宅地であり、その他には何ら問題ないかと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということです。農地法第5条許可申請の件「5-8-3」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。「5-8-6」について、事務局が説明をいたします。
事務局	「5-8-6」についてご説明いたします。 譲受人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町新富の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇番、地目は畑、面積は1520平方メートル

事務局	のうち498平方メートルです。 転用目的が一般住宅で、現在借家住まいのため父所有の申請地を一部譲り受け、持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、〇〇の南側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-6」については、私と藤井委員で現地調査をしていますので、藤井委員に現地調査の報告をお願いします。
藤井委員	9番、藤井です。「5-8-6」について現地調査の報告をいたします。 7月17日に、永野会長、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。今、事務局から説明があったとおり、お父さんの土地を娘さんが譲り受けて住宅を建てるということで、〇〇の方に進む広い県道が申請地の下に走っていますけれども、これにも側溝がありまして、申請地からこの県道に斜めに道路が下ってついでおり、反対側は上りになることから、雨水等はこの県道側溝に流すように計画されています。また、申請地の東側の畑には段差もあることからブロックを積むということで、その他には何ら問題ないかと思われますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-6」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-6」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして4ページをお開きください。「5-8-7」について、事務局が説明をいたします。
事務局	「5-8-7」についてご説明いたします。 譲受人が肝付町後田の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町新富の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は500平方メートルです。 転用目的が一般住宅・駐車場で、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、〇〇の東側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-7」についても、2人の委員が現地調査をされています。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、山下委員。
山下委員	6番、山下です。「5-8-7」について現地調査の報告をいたします。 今、事務局から説明があったとおり、〇〇から南へずっと下ったところにある〇〇の事務所の東側が申請地になります。 7月17日に、藤井委員、私と事務局が2名、申請人立会いのもと現地調査を行いました。すでに周りには住宅が立ち並んでおります。周辺はブロックを積み、雨水排水等については西側の道路側溝に流し込むということで、その他には何ら問題ないかと思われますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-7」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-7」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。

議 長	つづきまして5ページをお開きください。 議案第13号農業振興地域整備計画変更の件「変-8-3」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農業振興地域整備計画変更の件「変-8-3」について、ご説明いたします。 申請人が肝付町新富の医療法人〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目は畑、面積は6,988㎡です。用途につきましては介護老人保健施設、駐車場で、当法人の病院移転に伴い同施設も移転したいということから申請が出ています。 除外後の農地の区分は第1種農地で集落接続施設に該当いたします。 場所につきましては〇〇の南側です。配置図につきましては西側に駐車場、東側に介護老人保健施設を建築し、雨水等の処理については調整池で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「変-8-3」については、4人の委員が現地調査をされております。代表して、上名主委員に現地調査の報告をお願いいたします。
上名主委員	10番、上名主です。「変-8-3」について現地調査の報告をいたします。 7月17日に、永野会長、大窪委員、福田委員、私と事務局が2名、農業振興課職員2名、申請代理人で現地調査を行いました。 場所は先ほど事務局からあったとおり、〇〇の南側になりまして、病院の許可については令和4年に許可が出ており、その南側に今回介護老人保健施設を建設するということでした。現状は耕うんされた畑でありまして、令和4年にすでに許可が出ている土地との間に農道がありますが、これも払い下げを受けて一体的に利用できるようにするということ、またその農道の代替地として、申請地の南側に付け替えをするということでした。通常は東側に接している大隅縦貫道から出入りするということで、緊急時以外は東側の農道からは出入りできないようにし、農作業への支障は無いようにするということです。雨水等の処理については、面積相当分の調整池を配置し、そこから南側側溝に少しずつ流すということであり、その他には何ら問題ないかと思われます、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-8-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-8-3」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。 つづきまして6ページをお開きください。 議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年7月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年7月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転はありませんでした。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が1件の1筆で1,507平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が10件の16筆で14,935平方メートル、畑が3件の6筆で29,283平方メートルでした。再設定が、田が8件の28筆で24,528平方メートル、畑が6件の8筆で11,611平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が20件の46筆で40,970平方メートル、畑が9件の14筆で25,014平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、29件の60筆で65,984平方メートルであります。詳細につきましては、7ページから9ページに掲載してあります。以上、よろしくお願いいたします。

議 長	はい、今月は1番の所有権移転はなく、2番の利用権設定は、内之浦地区が1件、高山地区が28件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。それでは2番の利用権設定について審議いたしますが、番号の15番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）
議 長	それでは利用権設定の15番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、利用権設定の15番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席） 15番を除く他の28件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということでありますので、利用権設定の29件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第14号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。10ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」6件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました6件分の確認を終わります。 つづきまして、11ページをお開きください。 つぎに報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が8件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。 まずは「あー8-26」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	「あー8-26」について説明いたします。 申出人が、肝付町北方の〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町北方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は田が1筆844平方メートル、あっせんの種類が譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については要相談となっています。場所につきましては、内之浦に向かいますと〇〇がありますが、その手前にある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-26」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-27」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-27」について説明いたします。 申出人が東串良町の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆551平方メートル、あっせんの種類は譲渡または貸付希望です。希望価格については周辺相場、貸付の希望期間は要相談となっています。場所につきましては、〇〇振興会に向かいますと〇〇がありますが、その東隣にある田になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-27」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と内村香織委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-28」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-28」について説明いたします。 申出人が肝付町後田の〇〇〇〇さんです。

事務局	申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で3,197平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間は3年からとなっています。 場所につきましては、後田に〇〇がありますが、その約100メートル手前にある〇〇振興会内にある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-28」のあっせん委員に、地区委員の私と大窪委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-29」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-29」について説明いたします。 申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑で3筆計2,249平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇振興会に〇〇がありますが、そこから〇〇振興会の方向に約500メートル進んだところにある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-29」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-30」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-30」について説明いたします。 申出人が肝付町後田の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、田で922平方メートル、あっせんの種類は譲受希望、希望価格については10アール当り150,000円となっています。 場所につきましては、〇〇から約250メートル手前にある〇〇振興会の下に広がる、〇〇川沿いの田の一部になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-30」のあっせん委員に、地区委員の私と大窪委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-31」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-31」について説明いたします。 申出人が肝付町波見の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町波見字〇〇 〇〇番外8筆で、地目・面積は、田で9筆計5,196平方メートル、あっせんの種類は借受希望、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。 場所につきましては、〇〇振興会にある海沿いに広がる田の一部になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-31」のあっせん委員に、地区委員の立迫委員と内村香織委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-32」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-32」について説明いたします。 申出人が肝付町新富の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田で485平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については10アール当り10万円となっています。 場所につきましては、〇〇振興会の西側に広がる田の一部になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-32」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と坂口委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-33」について事務局に説明を求めます。

事務局	「あー8ー33」について説明いたします。 申出人が鹿屋市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑で3筆計3,314平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場もしくは無償となっています。 場所につきましては、〇〇振興会内にある畑と〇〇橋の近くにある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー33」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と坂口委員でお願いします。 以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。 つづきまして、15ページをお開きください。 報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。
事務局	あっせん申出に係る整理について、15ページから21ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
議 長	私から、15ページの39番は売買が成立しました。17ページの16番のうち、2筆もあっせんが成立しています。
内村香 委 員	21ページの24番について、字石ヶ崎の4筆についてはあっせんが成立しております。
議 長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、その他に入りますが、皆さんから何かありませんか。 はい、事務局。
事務局	※畦畔管理について情報提供。
議 長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、8月25日(火)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、7月の定例総会を閉会いたします。

<午前11時04分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和8年7月24日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 立迫 直美

委 員 横山 一郎